

高松市入札監視委員会条例（平成24年高松市条例第60号）

（設置）

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、建設工事の入札及び契約の手続における公平性の確保並びに客観性及び透明性の向上を図るため、高松市入札監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において「建設工事」とは、市が発注する建設工事（その予定価格が規則又は企業管理規程で定める金額以下のものを除き、建設工事に係る設計、測量又は製造に関し規則又は企業管理規程で定めるものを含む。）をいう。

（所掌事項）

第3条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 建設工事の入札及び契約の手続についての市の報告を受け、調査審議すること。
- （2） 建設工事の入札及び契約の手続に対する苦情の申立てについて市の依頼に応じ調査審議すること。
- （3） その他建設工事の入札及び契約の手続についての調査審議を行い、意見の具申を行うこと。

（組織）

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、公正中立の立場で客観的に建設工事の入札及び契約の手続についての調査審議を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第3条第1号に掲げる事項を議事とするものについては、定期的に招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

6 委員は、自己、配偶者又は3親等以内の親族の利害に関係のある事項については、その議事に加わることができない。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、規則又は企業管理規程で定める組織において行う。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は地方公営企業の管理者が定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成26年1月14日までとする。

(招集の特例)

3 この条例による最初の委員会の会議及び委員の任期満了後における最初の委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)